

## 入札・契約事務に関する不当な情報提供要求等の取扱いについて

### 不当な情報提供要求、働きかけ等の対象は

本市が執行する契約案件すべてが対象です。

一般競争入札、指名競争入札のみならず随意契約も含まれます。

また、契約検査課で執行する入札、見積（随意契約）に限定せず、主管課において執行する入札、見積（随意契約）も対象とします。

### 不当な情報提供要求とは

- 1 公表前に工事名称、工事概要、予定価格その他発注に関する情報を聞き出そうとする行為。
    - ・いずれ公表する事項であっても、工事名称、工事概要、予定価格その他発注に関する情報を、公表前に聞き出そうとする行為
  - 2 公表前に入札参加予定者の情報又はその数等を聞き出そうとする行為
    - ・いずれ公表となる入札参加者名を公表前に聞き出そうとする行為
    - ・特定の事業者等が入札に参加しているか否かを聞き出そうとする行為
    - ・入札参加者に関する情報（所在地等）を聞き出そうとする行為
    - ・入札参加者数又は共同企業体の組み合わせ等について聞き出そうとする行為
  - 3 非公表の設計金額、積算基準、最低制限価格等を聞き出そうとする行為
    - ・事後においても非公表とする事項で、建設工事等の設計金額、積算基準又は最低制限価格、あるいは物品の予定価格などを聞き出そうとする行為
- ※ 非公表又は公表前における予定価格の教示は、職員による入札等の妨害（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律第8条）又は競争入札妨害（刑法第96条の6第1項）に抵触するおそれがあります。

### 不当な働きかけとは

- 1 特定の者を競争入札へ参加させること又は参加させないことを依頼する行為
  - ・特定の者を入札に参加させる、あるいはさせない目的をもって、仕様、発注方法等発注基準の変更等を行うよう要求する行為
  - ・特定の者を入札に参加させる、あるいはさせない目的をもって、参加資格要件の内容について不当に便宜を図るよう要求する行為
- 2 特定の者に業務を受注させること又はさせないことを依頼する行為
  - ・特定の者を随意契約の相手方とさせる、あるいはさせない目的をもって、仕様書の作成及び変更を行うよう要求する行為

- 3 特定の者に有利又は不利となる発注方法若しくは入札参加条件の選定を促す行為
  - ・発注方法、入札参加要件などについて、特定の者(業者)に有利又は不利になるよう選定条件などについて要求する行為
- 4 当該行為により特定の者の便宜、利益又は不利益の誘導につながるおそれがあると認められる行為
  - ・秘密とされている情報や資料を、特定の者に対して漏洩するよう要求する行為
  - ・下請事業者の選定に関し、元請事業者に対して指導を要求する行為
  - ・変更協議において、不当な便宜を図ることを要求する行為
  - ・特定の事業者等の製品のみが適合する仕様書を作成するよう要求する行為

#### **不当な働きかけ等に該当しない場合**

- 1 不特定の者が傍聴できる公開の場（審議会、公聴会等）で行われたもの
  - ・不特定の者が傍聴できる公開の場で行われたものは不当な働きかけには該当しません。
- 2 通常の営業行為の範囲であることが明らかなもの
  - ・個別具体の案件に関するものではなく、発注が予定されている工事への指名の依頼等については、発注方法の変更や発注基準の引下げ等の要求を伴わない場合は、通常の営業活動の範囲であり、不当な働きかけの対象とはなりません。
- 3 単に入札等に関する事実の確認であることが明らかなもの
  - ・仕様書の内容についての質問（非公表分は除く）など、単に入札及び契約手続きに関する事実の確認であることが明らかなものは不当な働きかけには該当しません。
- 4 陳情書、要望書等書面で提出されたもの
  - ・個別具体の案件に関するものではなく、公共工事等の発注全般又は全体の方針等に対する陳情、政策提言、意見、要望など書面で提出されたものは不当な働きかけには該当しません。